

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示
(概要)

令和 3 年 6 月 30 日
文部科学省研究振興局生命倫理・安全対策室
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

1 改正の趣旨

- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号。以下「旧医学系指針」という。）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「解析指針」という。）が廃止され、新たに、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「新医学系指針」という。）が、令和 3 年 6 月 30 日に施行される。
- これに伴い、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。以下「ART 指針」という。）及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号。以下「ゲノム編集指針」という。）について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

ART 指針及びゲノム編集指針中の個人情報の保護及び遺伝情報の取扱いに関する記載について、旧医学系指針及び解析指針に準ずることとしているものを新医学系指針に準ずることとすることに改める。

3 適用日等

告示日：令和 3 年 6 月 30 日（予定）

適用日：告示日